

## 土木工事等の開発行為を行う土地が埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当している場合の埋蔵文化財の取扱い（確認調査・発掘調査）について

所沢市教育委員会

所沢市内には「周知の埋蔵文化財包蔵地」（＝遺跡）が165箇所登録されています。その範囲は、地表に散布している土器や石器から推定した範囲にすぎないため、隣接する土地などに拡大する場合があります（**隣接地**）。また、山林等は遺跡の存在が不明なため、工事により遺跡が発見される場合もあります。

「周知の埋蔵文化財包蔵地」（＝遺跡）の中で建物の建築や、土地造成、及び農地改良など土木工事等を行う場合には、**文化財保護法第93条**による届出が土木工事等を実施する**60日前**までに義務付けられています。また、この届出とともに、原則として事前に該当場所での埋蔵文化財（＝遺跡）の有無を確認させていただき、必要に応じて適切な埋蔵文化財の保護のための措置を取らせていただきます。

### 1 埋蔵文化財の取扱いの手順

「周知の埋蔵文化財包蔵地」（＝遺跡）の範囲内や隣接地などで土木工事等を行う場合には以下の手順となります。

- ① 別にお渡しした「**埋蔵文化財確認調査依頼書**」・「**埋蔵文化財発掘の届出について**」・「**埋蔵文化財確認調査承諾書**」（事業者の方が土地を所有している場合は事業者の方、土地の所有者が事業者と異なる場合に土地所有者から提出）をご提出いただきます。**提出は所沢市立埋蔵文化財調査センターへ**お願いします。
- ② 書類の提出を受けて、教育委員会が住居跡などの遺構、土器などの遺物の有無を確認するための調査＝**確認調査（＝試掘調査）**（次項2参照）を行います。

※地面への影響が明らかに軽微な工事（仮設小屋・囲柵・簡易駐車場・既存建物と同位置、同基礎構造の家屋の建替え）や電柱や携帯電話塔などは確認調査を行わず、工事の際に職員立会とすることがありますが、案件ごとに判断させていただきます。

- ③ ②で遺構や遺物が確認された場合は、必要に応じてさらに**発掘調査**（次項3参照）を行います。
- ④ ②で遺構や遺物が確認されなかった、あるいは③で発掘調査が完了した後は、当初の開発行為を進めていただくことができます。

## 2 確認調査について

- (1) 確認調査は、該当地の地下に住居跡などの遺構や土器などの遺物の有無を確認する調査です。その方法は、バックホー（ショベルカー・ユンボ）などの重機で、当該地に確認のためのトレンチを掘削する方法が一般的です（人力の場合もあります）。費用は教育委員会が負担します。
- (2) 確認のトレンチは、原則として建築物など土木工事等予定箇所に、筋状に数条掘削します（図1）。トレンチの数や設置位置は、土地の形状や広さにより異なります。

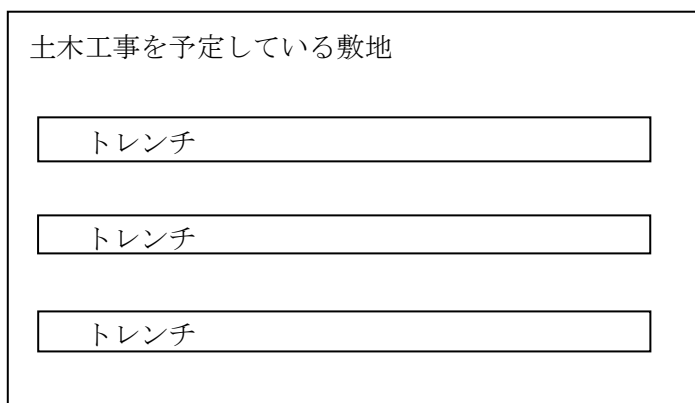


図1 確認調査のイメージ

- 注1** 確認調査でトレンチの数が少ないと、遺構の有無、また遺構が存在した場合の数量などが正確に把握できないため、障害物（建築物・樹木など）の除去は、確認調査開始前までに済ませておいて下さい。
- 注2** トレンチは、遺構の所在する地層（関東ローム層等）まで掘り下げます。深さは数十センチから1m以上と地域によって異なります。
- 注3** 既設配管等があり、トレンチの掘削に支障がある場合は、必ず事前にお知らせください。

- (3) 確認調査は、前項の**注1**の条件が整ってから、埋蔵文化財調査センターと協議の上、日程を決定します。その際に、重機の手配や埋蔵文化財調査センターの業務などにより、「埋蔵文化財確認調査依頼書」提出後、1～数週間かかりますのでご注意ください。

- (4) 確認調査に要する日数は、面積にもよりますが1日～数日かかります。開発面積が広い場合には相応の日数がかかることをご了承ください。
- (5) 確認調査に当たっては、境界杭や既設配管等のトラブル防止のため、事前に建築範囲の目印などを設けていただくか、当日、事業主もしくは代理人の方の立会をお願いします（確認調査全工程でなくても結構です）。
- (6) 確認調査結果については、確認調査終了後すみやかに口頭でお伝えし、後日文書にて正式に回答いたします（文書は教育長名で発行しますので、お手元に届くまで1～数週間を要します）。
- (7) 確認調査終了後は、掘削に使用した重機によりトレンチを転圧しながら埋め戻します。確認調査地が良質な農地などの場合、地表面の圧縮が生じることがあります（地盤沈下ではありません）。
- (8) 確認調査で遺構や遺物が確認されなかった場合は、そのまま開発行為を行うことができます。遺構や遺物が確認された場合には、遺跡の保存の協議を行いますので、埋蔵文化財調査センターで取り扱いの協議をお願いします。

### 3 発掘調査（記録保存の発掘調査）

- (1) 確認調査の結果、遺構や遺物が確認された場合は、その保存について埋蔵文化財調査センターと取り扱いの協議を行います。遺構に影響が及ばないようにする計画変更ができず、埋蔵文化財が壊されるような土木工事等を行うには、記録保存のための発掘調査を行う必要があります。ただし、埼玉県の基準では以下のような場合には発掘調査を行わない場合があります。これらの判断は、埼玉県の指導のもとに判断します。

発掘調査を実施しない例（埼玉県の基準）

- ① 予定土木工事等による掘削深度等と遺構との間に「保護層」が保たれる場合（埼玉県の基準では厚さ30cm以上）
- ② 一時的な工作物、軽微な盛土の場合
- ③ その他、埋蔵文化財に掘削・影響が及ばないと思われる場合

- (2) 発掘調査の費用は、原則として土木工事等の原因者（＝事業者）が負担することとなっています。

(3) 発掘調査は「所沢市埋蔵文化財発掘調査に関する取り扱い要領」に基づき、土木工事等の原因者（＝事業者）の依頼を受けて所沢市が主体となって行います。一般的な費用負担は以下の通りです。

○個人住宅、農地改良などの個人負担の農業基盤整備の場合 → **公費負担**

○宅地造成、建売住宅・共同住宅・倉庫などの建設等 → **事業者負担**

(別途にお尋ねください)

(4) 発掘調査の期間と費用は、調査面積、遺構・遺物の密度、土地や気象条件で大きく異なります。

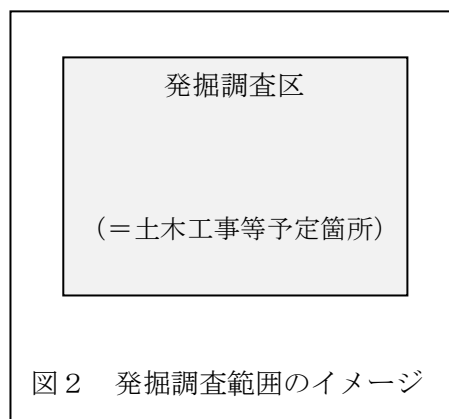
(5) 発掘調査は、埋蔵文化財調査センターの体制など様々な理由によってはすぐに着手できない場合があります。

(6) 発掘調査の方法・順序の概略は次の通りです。

①発掘調査の対象地は土木工事等予定箇所であるため、その範囲を重機により遺構確認面まで掘り下げます（図2）。

②遺構確認面まで掘り下げた後、さらに、住居跡などの遺構を人力で掘削します。遺構の深さは様々で、遺構確認面より1m以上深くなる遺構もあります。

③遺構・遺物を記録、採取した後、重機で再度埋め戻して発掘調査を終了します。この際に、地表面の圧縮が生じることがあります（地盤沈下ではありません）。



(7) 発掘調査終了後は、開発行為の土木工事等を進めていただくことができます。

— お問い合わせ —

所沢市立埋蔵文化財調査センター

所在地：所沢市北野二丁目12番地の1

電話 04-2947-0012

FAX 04-2947-0048